

社会福祉法人吉川仲よし会評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉川仲よし会の評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第九条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任解任委員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 定例会とは、理事会、監査会、評議員会、評議員選任解任委員会をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 非常勤役員及び評議員、評議員選任解任委員が定例会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

| 報酬日額 | 費用弁償日額 |
|------|--------|
| 無償 | 5,000円 |

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 交通費の実費が、費用弁償日額の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、費用弁償日額は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

- 2 常勤役員が定例会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 非常勤役員が定例会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができ

る。ただし、非常勤役員が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

4 監事が定例会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、吉川仲よし会出張旅費規定により支給することができる。

附 則

この規程は、平成29年5月27日より適用する。

別表1

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 | 備 考 |
|-----------------|---------|-------|-----|
| 理事長業務報酬等（日額） | 10,000円 | 500円 | |
| 業務執行理事業務報酬等（日額） | 8,000円 | 500円 | |
| 理事業務報酬等（日額） | 7,000円 | 500円 | |
| 監事監査指導報酬等（日額） | 7,000円 | 500円 | |